見積依頼公告

下記のとおり公告します。

1. 見積書の提出の方法

本件は、「紙」による見積書の提出により実施するものとする。

- 2. 見積り合わせに付する事項
- (1)委託業務名称

不動産鑑定評価業務(令和7年度下半期)

(2) 対象不動産

名古屋市港区当知三丁目702番1 外1筆 外(詳細は別紙のとおり)

(3)申込口数

不動産鑑定業者1者につき、本公告別紙申込番号のうち2口までとする。 ※指定口数を超えた申込があった場合、当該業者のすべての申込を無効とする。

(4)業務の概要

仕様書のとおり

(5)業務期間

契約締結の日から令和8年3月19日(木曜日)まで

- 3. 参加する者に必要な資格
- (1)予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第70条の規定に該当しない者であること。 なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得てい る者は、同条中、「特別の理由がある場合」に該当する。
- (2)予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 令和7・8・9年度の財務省競争参加資格(全省庁統一資格「役務の提供等」の「調査・研究」)において「A」「B」「C」「D」のいずれかの等級に格付けされ、「東海・北陸」地域の競争参加資格を有していること。

または当該競争参加資格を有していない者で、本業務の参加申込書等の提出期限までに競争参加資格(全省庁統一資格「役務の提供等」の「調査・研究」)の審査を受け、競争参加資格者名簿に登載された者のうち「A」「B」「C」「D」のいずれかの等級に格付けされ、「東海・北陸」地域の競争参加資格を有していること。

なお、競争参加資格は、参加申込書等の提出期限までに各省各庁からの「資格審査結果通知書」と同様の参加資格を有することが確認できる者であることを含む。

- (4) 各省各庁から指名停止等を受けていない者(支出負担行為担当官が特に認める者を含む。) であること。
- (5) 当該地方支分部局の所属担当官と締結した契約に違反し、又は同担当官が実施した入札の 落札者となりながら正当な理由なくして契約を拒み、若しくは入札等当該地方支分部局の業 務に関し不正又は不誠実な行為をし、契約の相手方として不適当であると認められる者でな いこと。
- (6)不動産鑑定評価書を作成する不動産鑑定士(不動産鑑定士補を含む)は、本業務の参加申込書の提出期限の日から過去3年以内に不動産の鑑定評価に関する法律(昭和38年法律第152号)(以下「法」という。)第40条に規定する懲戒処分を受けていない者であること。
- (7) 法第22条第1項に基づく登録を受けている不動産鑑定業者(以下「鑑定業者」という。) であって、本業務の参加申込書等の提出期限の日から過去3年以内に法第41条に基づく監督 処分を受けていない者であること。
- (8)鑑定業者及び不動産鑑定評価書を作成する不動産鑑定士(不動産鑑定士補を含む。)は、本業務の参加申込書等の提出期限の日から過去1年以内に国から不動産鑑定評価等業務に関して適切さを欠くものと認められるとして行政指導(行政手続法(平成5年法律第88号)第2条第6号に規定する行政指導をいう。)を受けていない者であること。

- (9) 経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であり、適正な契約の履行が確保される者であること。
- (10)対象不動産の鑑定評価等を他者から受託したことがなく、今後も他者から受託しないこと。

4. 参加する者に必要な要件

(1)対象不動産のうち、次のものについては、不動産鑑定業者において、令和7年11月10日から過去3年間に、愛知県、岐阜県、静岡県、三重県内のいずれかにおいて、地価公示鑑定評価員の実績を有すること。

申込番号「愛1」「愛2」「静1」「沼1」

(2)対象不動産のうち、次のものについては、事務所(本・支店、営業所等)が愛知県、岐阜県、静岡県、三重県内に所在しているか、もしくは、令和7年11月10日から過去3年間に、愛知県、岐阜県、静岡県、三重県内のいずれかにおいて、不動産鑑定評価にかかる受託実績を有すること。

申込番号「愛3」「岐1」「津1」

- (3) 下記6により参加説明書等の交付を受け、下記7により参加申込を行った者であること。
- 5. 契約条項等を示す場所

名古屋市中区三の丸三丁目3-1

東海財務局管財部首席国有財産鑑定官

岐阜市金竜町五丁目13(岐阜合同庁舎5階)

岐阜財務事務所管財課

静岡市葵区追手町9-50 (静岡地方合同庁舎4階)

静岡財務事務所管財課

沼津市市場町9-1 (沼津合同庁舎5階)

静岡財務事務所沼津出張所管財課

津市桜橋二丁目129

津財務事務所管財課

6. 参加説明書等の交付

(1)交付方法

参加を希望する者は、別添「参加説明書等交付願」を交付場所に持参または郵送のうえ、 資料の交付を受けるものとする。

なお、関係資料は電子データ(CD-RW)で交付するが、CD-RWは当局で用意したものを使用するため、提出は不要。

また、郵送による交付を希望する場合は、返信用のレターパック(宛先を記載すること。) を同封のうえ申し込むこと。

(2) 交付場所

上記5に同じ。

- (3) 交付期間及び交付時間
 - イ. 交付期間

令和7年11月10日(月曜日)から令和7年11月26日(水曜日)まで (ただし、土曜日、日曜日、祝日を除く。)

口. 交付時間

9時00分から12時00分及び13時00分から17時00分

(4) 交付資料

参加説明書、仕様書、図面等資料 各種様式(参加申込書、参加要件報告書、誓約書、見積書、委任状、 業務の一部再委託の内容、不動産鑑定評価請書(案))

7. 参加申込

(1)提出書類

見積書、参加申込書、資格審査結果通知書(全省庁統一資格)の写し、 参加要件報告書(提出書、報告書)、誓約書(役員等名簿を含む)、 委任状(該当する場合)、業務の一部再委託の内容(該当する場合)

(2)提出場所

名古屋市中区三の丸三丁目3-1 東海財務局管財部首席国有財産鑑定官

(3)提出方法

提出書類を一括して提出場所へ簡易書留郵便により郵送又は持参する。 なお、提出された書類について審査を行った結果、参加資格がない、もしくは参加要件を満たさないと認めた場合には、速やかにその旨を通知する。

また、提出期限までに提出場所に到達しない場合は無効とする。

(4) 受付期間及び受付時間

イ. 受付期間

令和7年11月10日(月曜日)から令和7年11月27日(木曜日)まで (ただし、土曜日、日曜日、祝日を除く。)

ロ. 受付時間9時00分から12時00分及び13時00分から17時00分

8. 契約保証金

免除とする。

9. 見積書の記載金額

契約にあたっては、見積書に記載された金額に消費税及び地方消費税相当額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てるものとする。)をもって契約金額とするので、見積書提出者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった価格の110分の100に相当する金額を見積書に記載すること。

10. 見積書の無効等

- (1) 本公告に示した参加に必要な資格・要件を満たさない者の見積書は無効とする。
- (2)参加申込みに必要な提出書類に虚偽の記載をした者の見積書は無効とする。
- (3) 参加説明書の指示事項を遵守していない見積書のうち、当局が不適当と認めた見積書は無効とする。

なお、無効な見積書を提出した者を契約相手方としていた場合は、当該決定を取消す。

11. 委託業者の決定方法等

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な見積書を提出した者を契約相手方とする。なお、同額の見積があった場合は、本見積依頼事務に関係のない職員が「くじ」を引き決定するものとする。

また、見積り合わせの結果は、全ての参加者に通知する。

12. 見積り合わせの日

令和7年11月28日(金曜日)(見積り合わせへの立会いは不要とする。)

13. 契約書の作成の要否

「不動産鑑定評価請書」を提出するものとする。

(注)「価格等調査ガイドライン」の取扱いに関する実務指針に記載されている「業務の目的と範囲等の確定に係る確認書」(様式は任意)を「不動産鑑定評価請書」の提出に併せて提出すること。なお、当該「業務の目的と範囲等の確定に係る確認書」は、仕様書の内容に則って記載すること。

14. 不動産鑑定評価書の提出期限・場所

(1)提出期限

審査前不動産鑑定評価書(原稿)提出期限:令和8年1月20日(火曜日) 審査後不動産鑑定評価書(成果品)提出期限:原稿審査後、業務期間内で別途指示する。

(2) 提出場所

名古屋市中区三の丸三丁目3-1 東海財務局管財部首席国有財産鑑定官

15. 参加するにあたっての留意事項

(1) 必要な業務量の積算

仕様書記載事項を遵守するに必要な業務量を積算し参加すること。

業務量及び採算を度外視した低価格での見積りによって、仕様書の内容が遵守できない事態にならないこと。

(2) 仕様書の遵守等

本業務は、国民共有の国有財産の管理処分に係る重要な鑑定評価業務であることを認識し、 仕様書の内容を遵守した鑑定評価業務をすると共に、不動産鑑定評価書の品質確保に努める こと。

そのため、仕様書を熟読し、業務に係る仕様を十分に理解、了知し、仕様書の内容が遵守できるかどうか確認のうえ参加すること。また、参加にあたっては、不動産鑑定士及び不動産鑑定業者としての処理能力を超えない範囲内で行うこと。他の不動産鑑定業者との業務提携による参加は認めない。

(3) 不動産鑑定評価書の審査

不動産鑑定評価書の提出後に当局による審査を行う。この審査は財務省通達(国有財産評価基準について(平成13年3月30日付財理第1317号))に基づくもので、事実関係等の誤認の是正及び鑑定評価書の内容についての疑問点、不明点の確認に対する回答等を要請するものであり、当局からの要請に分かりやすい回答等をすること。また、それに要する費用は受託者の負担となることに留意すること。

(4) 契約解除及び措置要求

提出された不動産鑑定評価書が不動産鑑定評価基準に則っていない等、その内容等の根幹部分に不備が認められ当局の検査に合格しなかった場合等には、契約を解除することがある。 契約を解除した場合には、鑑定手数料の支払いは行わない。

また、不当な鑑定評価に該当するものとして、国土交通大臣等に対して、法第42条に規定する措置の要求を行うことがある。

(5) 第三者への開示

第三者から行政機関の保有する情報の公開に関する法律(平成11年法律第42号)に基づき不動産鑑定評価書(成果品)の開示請求を受けた場合は、第三者へ上記法律に基づき不開示部分を設定したうえで開示する必要があることに留意すること。

16. 見積り合わせ結果の閲覧

見積り合わせ結果については、履行期限経過後、上記5の場所において閲覧に供する。

17. その他

- (1) 手続きにおいて使用する言語は、日本語に限る。
- (2) 使用する通貨は、日本国通貨である円に限る。
- (3)参加に要した費用は参加者の負担とし、提出のあった書類は一切返却しない。
- (4) 具体的な手続きは、参加説明書による。
- (5) 不明な点については、東海財務局管財部首席国有財産鑑定官に照会すること。 電話番号052-951-2856 (ダイヤルイン)

以上公告する。

令和7年11月10日

支出負担行為担当官 東海財務局総務部次長 黒井 隆宏

申込番号 愛1

物件記号	所在地	区分	登記地目	数量 (平方 メートル)	備考
А	名古屋市港区当知三丁目702番1 外1筆	更地	畑	198.01	
В	名古屋市名東区亀の井二丁目116番	底地	宅地	988.03	随意契約案件

申込番号 愛2

物件記号	所在地	区分	登記地目	数量 (平方 メートル)	備考
А	 岡崎市福岡町字若一王子19番1 	更地	畑	195.14	
В	豊川市大堀町94番	更地	畑	218.63	
С	豊川市本野ケ原一丁目55番	更地	畑	344.07	

申込番号 愛3

物件記号	所在地	区分	登記地目	数量 (平方 メートル)	備考
А	瀬戸市紺屋田町11番59	更地	山林	161.90	地下埋設物の可能性あり
В	弥富市四郎兵衛一丁目53番	更地	宅地	180.40	地下埋設物あり

申込番号 岐1

物件記号	所在地	区分	登記地目	数量 (平方 メートル)	備考
А	高山市片野町一丁目300番1	更地	畑	937.30	
В	中津川市川上字森平168番4	更地	宅地	393.98	地下埋設物あり

申込番号 静1

物件記号	所在地	区分	登記地目	数量 (平方 メートル)	備考
А	浜松市天竜区船明3010番2 外1筆	更地	宅地	590.80	
В	島田市金谷猪土居3450番7	自用建物 敷地	原野	865.39	工作物あり 再評価物件
		自用建物	-	102.32	未登記 共同住宅(コンクリート ブロック造平家)

申込番号 沼1

物件記号	所在地	区分	登記地目	数量 (平方 メートル)	備考
A	熱海市伊豆山字太夫田1130番18 外4筆 (中銀ライフケア熱海【伊豆山】12号館A1303号	区分所有 建物敷地	宅地	14,581.79 のうち持分 1/344	
	室)		居宅	35.87	鉄筋コンクリート造陸屋 根16階建のうち1室
В	駿東郡清水町徳倉字西山2167番33	自用建物 敷地	宅地		工作物あり 地下埋設物あり 再評価物件
		自用建物	共同住宅		鉄筋コンクリート造陸屋 根3階建
		自用建物	ポンプ室		鉄筋コンクリート造陸屋 根平家建

申込番号 津1

物件記号	所在地	区分	登記地目	数量 (平方 メートル)	備考
А	伊賀市上野丸之内130番28	更地	宅地	449.17	工作物あり

(注)申し込みは<u>申込番号毎に1口とし、1者につき、2口までを限度</u>として行うこと。

参加説明書等交付願

令和7年11月10日付見積依頼公告にかかる参加説明書等の 資料について交付願います。

令和	年	月	\Box			
郵便	番号:					
所	f在地:					
商号又は	1名称:					
担当	绪名:					
電記	番号:					

- ※1. 参加説明書等の資料を請求する場合は、本紙に必要事項を記入のうえ、公 告6及び7の内容に留意して、所定の場所に提出してください。
 - 2. 本紙を提出し、参加説明書等の交付を受けた者以外は、参加を申し込むことはできません。